

令和2年
岩手県教育委員会定例会
6月

岩手県教育委員会

令和2年6月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和2年6月15日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 事務報告 1 令和2年6月県議会臨時会の概要について (教育企画室)
- 第3 議案第7号 岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)
- 第4 議案第8号 岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第5 議案第9号 岩手県立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第6 協 議 1 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の指示専決処理について (教職員課)
- 第7 議案第10号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第8 議案第11号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

令和 2 年 6 月県議会臨時会の概要について

6 月県議会臨時会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

6 月 11 日（木）
本会議（招集、質疑、委員会付託）
常任委員会
本会議（常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決）

2 議案質疑

- (1) 党派別質疑議員数（1 人）
日本共産党 1 人
- (2) 教育委員会関係の質疑
なし

3 文教委員会【6 月 11 日（木）】

(1) 議案の審議

議案第 1 号「令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条 第 2 項 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳出 第 10 款 教育費のうち教育委員会関係」及び議案第 5 号「県立学校授業料等条例の一部を改正する条例」について、佐藤教育局長兼教育企画室長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

千葉秀幸委員、高橋穂至委員、千葉盛委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員から学習指導員の配置やオンライン学習の推進、新型コロナウイルス感染症への対策、部活動の全国大会代替大会の開催等について質問があり、教育長、教育企画推進監及び関係課長が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

(2) その他（この際発言）

なし

議案第7号

岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(学級編制) 第2条 中学校の学級数及び生徒の収容定員は、次のとおりとする。			(学級編制) 第2条 中学校の学級数及び生徒の収容定員は、次のとおりとする。		
学校名	学級数	収容定員	学校名	学級数	収容定員
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	[略]	<u>230人</u>	岩手県立一関第一高等学校附属中学校	[略]	<u>220人</u>
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年6月15日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

県立中学校（一関第一高等学校附属中学校）に35人学級を導入するため、収容定員を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

R2.6.15 学校教育課義務教育担当

1 背景

- (1) 本県では、市町村立小中学校での35人学級を年次進行で導入してきており、平成31年度からすべての学年で実施となっている。
- (2) 市町村立中学校については、平成29年度から全学年での35人学級への移行が完成しているが、県立中学校においては、次世代リーダーを数多く育成するという同校設置のねらい等を踏まえ、当面40人学級を維持してきたもの。
- (3) 本県では、いじめ問題や不登校等の課題に対応し、児童生徒一人一人に寄り添った教育を実現するため、35人学級の導入を推進してきているところであるが、教育委員等との協議の結果、長期的な視点を踏まえると、県立中学校の生徒に対するきめ細かな指導体制の充実を図るため、35人学級の導入が必要と判断し、令和2年度入学生から順次導入することとしたもの。

2 規則改正の内容

(1) 改正の趣旨及び内容

- ア 県立中学校（一関第一高等学校附属中学校）に35人学級を導入するため、収容定員を減ずるもの。
イ 令和3年度入学生を35人×2学級=70人とし、収容定員を230人から220人に改めること。

(2) 施行期日（35人学級の導入の年次イメージ）

施行年度	第1学年	第2学年	第3学年	収容定員
～H31年度まで	80人	80人	80人	240人
現行 R2年度	<u>70人</u>	80人	80人	<u>230人</u>
改正 R3年度	<u>70人</u>	<u>70人</u>	80人	<u>220人</u>
R4年度	<u>70人</u>	<u>70人</u>	<u>70人</u>	<u>210人</u>

※県立高等学校管理運営規則にならい、全学年が35人学級となるまで毎年度規則改正を行う。

3 経過

《平成29～30年度》

日程	会議名等	内容
平成30年 2月2日	県教育委員会 協議会	県立一関第一高等学校附属中学校における35人学級の導入（定員減） について説明
2月13日		県南教育事務所管内市町教育委員会教育長への説明 （一関市、奥州市、平泉町、金ケ崎町）
5月～6月	地区校長研修 講座等	各教育事務所管内の市町村教育委員会教育長への説明
6月11日	知事への業務 報告	県立一関第一高等学校附属中学校における35人学級の導入について 報告
7月7日	学校説明会	参加者：県内小学校5・6年生児童及び保護者 内 容：入学者選抜検査の事務手続き、35人学級導入への考え等
9月22日	平成31年度 入学者選抜 事務説明会	参加者：県内小学校5・6年生保護者 内 容：入学者選抜検査の事務手続き等
平成31年 1月19日		平成31年度入学者選抜検査の実施

4 スケジュール

令和元年度の規則改正から 35 人学級全学年導入までのスケジュール（予定含む）

日程	会議名等	内容
令和元年 5月13日	県教育委員会 定例会	県立一関第一高等学校附属中学校における 35 人学級の導入について 説明
6月14日	県教育委員会 定例会	議案提出 「岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部改正」
6月26日	知事への業務 報告	県立一関第一高等学校附属中学校における 35 人学級の導入について 報告
7月6日	学校説明会	参加者：県内小学校 5・6 年生児童及び保護者 内 容：入学者選抜検査の事務手続き、35 人学級導入の説明等
9月21日	令和 2 年度 入学者選抜 事務説明会	参加者：県内小学校 5・6 年生保護者 内 容：入学者選抜検査の事務手続き、35 人学級導入の説明等
令和 2 年 1月18日		令和 2 年度入学者選抜検査の実施
令和 2 年 4月1日	新年度スタート（第 1 学年・35 人学級、収容定員 230 人）	
6月15日	県教育委員会 定例会	議案提出 「岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部改正」
7月～9月	学校説明会、 入学者選抜 事務説明会	参加者：県内小学校 5・6 年生保護者（児童） 内 容：入学者選抜検査の事務手続き、35 人学級導入の説明等
令和 3 年 1月		令和 3 年度入学者選抜検査の実施
令和 3 年 4月1日	新年度スタート（第 1、2 学年・35 人学級、収容定員 220 人）	
6月	県教育委員会 定例会	議案提出 「岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部改正」
7月～9月	学校説明会、 入学者選抜 事務説明会	参加者：県内小学校 5・6 年生保護者（児童） 内 容：入学者選抜検査の事務手続き、35 人学級導入の説明等
令和 4 年 1月		令和 4 年度入学者選抜検査の実施
令和 4 年 4月1日	新年度スタート（全学年・35 人学級、収容定員 210 人）	

議案第 8 号

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱をすることについて、議決を求める。

任命及び委嘱（令和 2 年 7 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立太田小学校長	石 川 耕 司
県立盛岡青松支援学校長	横 澤 修
県立盛岡第二高等学校長	小 原 貴 人
岩手県青年団体協議会長	松 田 恵美子
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	菅 野 路 子
一般社団法人岩手県 P T A 連合会長	田 口 昭 隆
盛岡市社会教育委員	中 村 利 之
一関市生涯学習支援員・学校支援地域コーディネーター	伊 藤 由 紀 子
久慈市長内市民センター長	小 向 勝 志
県立県北青少年の家前所長	森 川 静 子
岩手医科大学看護学部成育看護学講師	西 里 真 澄
特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	半 澤 久 枝
岩手大学教育学部准教授	馬 場 智 子
岩手県立大学高等教育推進センター准教授	畠 山 大
一関市教育委員会教育長	小 菅 正 晴
認定特定非営利活動法人カタリバコラボスクール大槌拠点長	菅 野 祐 太

令和 2 年 6 月 15 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱 新旧対照表(案)

(任期:R2.7.1~R4.6.30)

議 8-2

No.	生涯学習審議会委員・社会教育委員 (旧)							生涯学習審議会委員・社会教育委員 (新)							
	選出区分	現 職	氏名	年齢	性別	年数	居住地	現 職	氏名	年齢	性別	年数	居住地		
1	学校関係者	小中学校	盛岡市立土淵小・中学校長 【県小学校長会推薦】	ハクヤマ マヤ ユキ	60	男	2	矢巾町	盛岡市立太田小学校長 【県小学校長会推薦】	イノガハ 耕 ショウ	60	男	新	盛岡市	
2		特別支援	県立盛岡青松支援学校長 【県特別支援学校長会推薦】	イノガハ 耕 ショウ	56	男	1	盛岡市	県立盛岡青松支援学校長 【県特別支援学校長会推薦】	イノガハ 耕 ショウ	56	男	2	盛岡市	
3		高等学校	県立盛岡第二高等学校長 【県高等学校長協会推薦】	ハコハラ 賢 ト	58	男	2	盛岡市	県立盛岡第二高等学校長 【県高等学校長協会推薦】	ハコハラ 賢 ト	58	男	新	盛岡市	
4	社会教育関係者	青年	岩手県青年団体協議会長 【岩手県青年団体協議会推薦】	マツダ 恵 美 子	33	女	4	陸前高田市	岩手県青年団体協議会長 【岩手県青年団体協議会推薦】	マツダ 恵 美 子	33	女	5	陸前高田市	
5		婦人	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会長 【岩手県地域婦人団体協議会推薦】	ノノ 愛 子	83	女	8	八幡平市	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長 【岩手県地域婦人団体協議会推薦】	ノノ 愛 子	68	女	新	北上市	
6		PTA	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長 【岩手県PTA連合会推薦】	タダノ 昭 隆	46	男	2	盛岡市	一般社団法人岩手県PTA連合会 【岩手県PTA連合会推薦】	タダノ 昭 隆	47	男	3	盛岡市	
7		社教連	岩手県社会教育連絡協議会長 【岩手県社会教育連絡協議会推薦】	オオノ 清 ショウ	74	男	10	盛岡市	盛岡市社会教育委員 【岩手県社会教育連絡協議会推薦】	オオノ 清 ショウ	74	男	新	盛岡市	
8		生涯学習		一関市立一関小学校学校支援地域コーディネーター【一関市まちづくり推進部推薦】	イノガハ 由 紀 子	47	女	2	一関市	一関市生涯学習支援員・学校支援地域コーディネーター【一関市教育委員会推薦】	イノガハ 由 紀 子	47	女	3	一関市
9				北上市江釣子地区交流センター長 【北上市まちづくり部長推薦】	タカノ 香 澄	73	男	2	北上市	久慈市長内市民センター長 【久慈市教育委員会推薦】	タカノ 香 澄	48	男	新	久慈市
10			特定非営利活動法人 未来図書館主任コーディネーター	イノガハ か おり	58	女	8	滝沢市	県北青少年の家 前所長 二戸地区会食生活改善推進員	イノガハ 静 ユキ	64	女	新	二戸市	
11	家庭教育の向上に資する活動を行う者	家庭教育	岩手看護短期大学専攻科助産学専攻講師 あそびma・senka代表	ニシノ 真 澄	52	女	6	盛岡市	岩手医科大学看護学部成育看護学・講師 あそびma・senka代表	ニシノ 真 澄	52	女	7	盛岡市	
12		福祉	特定非営利活動法人 紫波さぶり理事長	ハコハラ 恵 子	58	女	8	紫波町	特定非営利活動法人 矢巾ゆりかご理事長	ハコハラ 恵 子	47	女	新	矢巾町	
13	学識経験のある者	高等機関	岩手大学教育学部准教授【岩手大学推薦】	ハバ 智 ユキ	38	女	2	盛岡市	岩手大学教育学部准教授【岩手大学推薦】	ハバ 智 ユキ	38	女	3	盛岡市	
14			県立大学社会福祉学部教授 【県立大学推薦】	タカノ 聡	54	男	8	盛岡市	県立大学社会高等教育推進センター准教授【県立大学推薦】	ハクヤマ 大	38	男	新	盛岡市	
15		市町村教育委員会	一関市教育委員会 教育長 【市町村教育委員会協議会推薦】	コノ 正 晴	63	男	6	一関市	一関市教育委員会 教育長 【市町村教育委員会協議会推薦】	コノ 正 晴	63	男	7	一関市	
16		公募	認定NPO法人カタリバコロボスクール大槌拠点長、大槌町教育専門官	カノ 祐 太	33	男	2	大槌町	認定NPO法人カタリバコロボスクール大槌拠点長、大槌町教育専門官	カノ 祐 太	33	男	3	大槌町	

※年齢は、令和2年7月1日現在

【審議会等の設置・運営に関する指針】

チェック項目	改選前 (旧)	改選後 (新)
① 委員数【原則20人以内】	16人 (新任8人)	16人 (新任8人)
② 委員の男女比率【男女いずれかの一方が40%未満にならないこと】	男56.3%(9)、女43.7%(7)	男56.3%(9)、女43.7%(7)
③ 若手委員(50歳未満)登用率【25%以上目標】	31.3% (5/16)	50.0% (8/16)
④ 委員の平均年齢	55.4歳	51.6歳
⑤ 公募制の導入【委員の一部を公募により選任】	50.0% (8/16)	50.0% (8/16)
⑥ 在任期間が8年を超える委員【原則8年以内】	1人	0人

議案第9号

岩手県立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立図書館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（令和2年7月1日付）

職 名 等	氏 名
岩手県学校図書館協議会長 （盛岡市立向中野小学校長）	中 村 雅 彦
岩手町教育委員会教育委員	田 村 え い 子
うすゆきそう文庫代表	澤 口 杜 志
盛岡大学文学部准教授	吉 植 庄 栄
花巻市立東和図書館館長	菊 池 桂
岩手日報社総合メディア局次長兼コンテンツ事業部長	小 山 嘉 朗
作家	澤 口 た ま み
公募	工 藤 巧

令和2年6月15日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立図書館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立図書館協議会委員の任命 新旧対照表 (案)

(任期：R2.7.1～R4.6.30)

No.	図書館協議会委員 (旧)							図書館協議会委員 (新)						
	選出区分	現 職	氏 名	年齢	性別	年数	居住地	現 職	氏 名	年齢	性別	年数	居住地	
1	学校教育関係者	岩手県学校図書館協議会会長 (盛岡市立向中野小学校長)	中村 雅彦	59	男	1	滝沢市	岩手県学校図書館協議会会長 (盛岡市立向中野小学校長)	中村 雅彦	59	男	2	滝沢市	
2	社会教育関係者	田野畑村教育委員会社会教育委員	山下 机 暁 美	58	女	8	田野畑村	岩手町教育委員会教育委員	田村 えい子	72	女	新	岩手町	
3	家庭教育関係者	うすゆきそう文庫代表	澤口 杜 志	65	女	6	盛岡市	うすゆきそう文庫代表	澤口 杜 志	65	女	7	盛岡市	
4	学識経験者	盛岡大学文学部准教授	吉 植 庄 菜	48	男	2	盛岡市	盛岡大学文学部准教授	吉 植 庄 菜	48	男	3	盛岡市	
5		花巻市立東和図書館館長	菊池 桂	58	女	2	花巻市	花巻市立東和図書館館長	菊池 桂	58	女	3	花巻市	
6		岩手日報社編集局学芸部長	小山田 泰 裕	51	男	4	盛岡市	岩手日報社総合メディア局次長兼コンテンツ事業部長	小山 嘉 朗	56	男	新	盛岡市	
7		作家	斎藤 純	63	男	10	盛岡市	作家	澤口 たまみ	59	女	新	紫波町	
8		前盛岡市教育委員会委員	吉丸 蓉 子	76	女	8	盛岡市	公募	工藤 巧	69	男	新	紫波町	

※年齢は、令和2年7月1日現在

【審議会等の設置・運営に関する指針】

チェック項目	改選前 (旧)	改選後 (新)
①委員数【原則20人以内】	8人 (新任3人)	8人 (新任4人)
②委員の男女比率【男女いずれかの一方が40%未満にならないこと】	男50.0%(4)、女50.0%(4)	男50.0%(4)、女50.0%(4)
③若手委員 (50歳未満) の登用率【25%以上目標】	12.5%(1/8)	12.5%(1/8)
④委員の平均年齢	59.75歳	60.75歳
⑤公募制の導入【委員の一部を公募により選任】	0人	1人
⑥在任期間が8年を超える委員【原則8年以内】	1人	0人

協議 1

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の指示専決処理について

次のとおり、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に関し教育長が専決処理することについて、指示を求める。

第 1 制定の趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年岩手県条例第 47 号)の一部改正に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等に関し必要な事項を定めようとするものである。

第 2 規則案の内容

- 1 この規則の趣旨について定めること。(第 1 条関係)
- 2 教育委員会は、教育職員の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うことについて定めること。(第 2 条関係)
 - (1) 月 45 時間、年 360 時間
 - (2) 児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前号にかかわらず、月 100 時間未満、年 720 時間(連続する複数月の平均 80 時間以内かつ、45 時間超の月は 6 箇月まで)
- 3 補則事項について定めること。(第 3 条関係)

第 2 条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定めること。
- 4 施行期日

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行すること。(附則関係)

第 3 指示専決の理由

次の理由から、この規則の制定について、あらかじめ教育委員会の指示を受け、教育長が専決処理をしようとするものである。

- 1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(以下「条例」という。)が 8 月 1 日に施行される予定であり、条例と同日に施行したいこと。

- 2 この規則は、条例案と密接に関係しているため、条例の公布の日（7月上旬予定）より前にこの規則を制定することは適当でないこと。
- 3 この規則の公布の日から施行の日まで一定の周知期間を設ける必要があること。

